

佐賀県告示第四百四十号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定に基づき、次の者を下野耕地整理組合の組合長臨時代理者に指定した。

平成二十二年十二月十四日

佐賀県知事 古 川 康

住所 三養基郡みやき町大字江口三五四一番地

氏名 檜枝 俊秀